

道文第 1134 号指令

札幌市中央区南5条西8丁目9番地2

後楽園ハイツ602号

上野 泰明

平成22年6月14日付けで申請書を受理しました特定非営利活動法人未来の設立は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定により、認証します。

平成22年9月13日

北海道知事 高橋 はるみ



- |                |  |
|----------------|--|
| 1 特定非営利活動法人の名称 | 未来   |
| 2 代表者の氏名       | 上野 泰明  |
| 3 主たる事務所の所在地   | 札幌市中央区南5条西8丁目9番地2<br>後楽園ハイツ602号  |
| 4 定款に記載された目的   | この法人は、新規起業応援事業、小・零細企業応援事業、発明応援事業の3つの事業を通じそれぞれを活性化して、地域社会の経済の活性化に寄与する事を目的とする。 |

(環境生活部くらし安全局道民活動文化振興課協働推進グループ)